

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

### 被告準備書面(1)

平成28年1月13日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

吉田 瑞穂



同

田中浩之



同

金丸和弘



被告日立製作所は、島弁護士らを代理人とする原告ら(以下「原告ら①」という。)による平成27年8月21日付第1準備書面(以下「原告ら①第1準備書面」という。)及び平成27年10月28日付第2準備書面(以下「原告ら①第2準備書面」という。)における主張、及び朴氏らを選定当事者とする原告ら(以下「原告ら②」という。原告ら①と原告ら②を併せて単に「原告ら」という。)による平成27年10月18日付第1準備書面(以下「原告ら②第1準備書面」という。)における原告らの主張に対し、以下のとおり反論する。

なお、本書面で用いる略語等は、特に断りない限り、従前と同様とする。

## 第1 原告ら②の変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告株式会社日立製作所に対する請求を棄却する
  - 2 原告らと被告株式会社日立製作所との間に生じた訴訟費用は、原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 原告ら①第1準備書面及び原告ら①第2準備書面に対する反論

### 1 本件免責条項は原告ら①の権利を侵害していない

#### (1) 本件免責条項は原告ら①の権利を侵害しておらず、そもそも違憲性が問われる余地はない

本件免責条項を含む原賠法は原子力損害に対する損害賠償について定める法律である以上(原賠法1条)、原賠法によって原子力損害に対する完全な損害賠償がなされるのであれば、被害者の権利は原賠法により何ら侵害されていないことになる。そして、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることは、法令上担保されているのであるから(平成27年7月10日付被告日立製作所答弁書(以下「被告日立製作所答弁書」という。)3頁~6頁)、そもそも本件免責条項は、原告ら①の権利を侵害していない。従って、本件免責条項は、違憲性が問われる余地がない。

これに対し、原告ら①は、原賠法16条1項が「必要があると認めるときは」と規定していることから、「必要があるかどうかの判断につき、政府に裁量権を与えていた」と主張し、「いかなる場合に援助が行われるかにつき…その基準は明確ではない」などと主張する(原告ら①第2準備書面8頁~9頁)。

しかしながら、原賠法16条1項は、「原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償

措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」と規定している。従って、「必要がある」か否かの判断は、原賠法の「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する」という目的の達成という基準のみに基づかなければならぬ(科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』104頁(通商産業研究社、1991)(丁11))。国会においても、「原子力事業者が締結しております政府の補償契約によって措置される補償金を超える原子力損害が発生した場合におきましては、原子力事業者の能力だけでは被害者の十分な保護が図れないなど、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、政府が原子力事業者に対しまして、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行う」(第177回国会衆議院経済産業委員会第3号[加藤政府参考人発言](丁12))と説明されており、原賠法の目的である「被害者の保護」を達成するために必要があるか否かが判断基準であり、「原子力事業者の能力だけでは被害者の十分な保護が図れない」場合は「必要がある」場合に該当することが明確に示されている。

このように、原賠法の目的である「被害者の保護」を達成するために必要な場合には援助がなされるのであり、「原子力事業者の能力だけでは被害者の十分な保護が図れない」場合は当然にこれに含まれるのであるから、その判断について政府の裁量の余地はなく、その基準が不明確であるともいえない。なお、原告ら①が指摘する文献は、「事後的、超法規的」に「公的な賠償(補償)」をする場面を論じているが(甲19)、原子力損害についての賠償は、事前に定められた法律である原賠法の規定に基づいて実施されるものであり、その対象は原賠法2条2項に定める原子力損害(相当因果関係のある損害)であるから、同文献の上記記述は、原告ら①の主張を基礎づけるものではない。

このように、あたかも、援助をしなければ「被害者の保護」という目的が達成できないにもかかわらず、政府の恣意的な判断によって、原賠法16条1項に基づく援助を行わない場合があり得るかのような原告ら①の主張は、原賠法16条

1項の解釈を誤るものであり、失当である。

また、原告ら①は、原賠法16条1項が「援助を行うものとする」と規定していることから、国は財政状況等を理由に援助を行わないこともできるなどと主張する（原告ら①第2準備書面8頁～9頁）。

しかしながら、原賠法16条1項にいう「行うものとする」とは、損害が賠償措置額を超える、かつ、法律の目的の達成のために必要と認められるときは、必ず援助を行うものとする趣旨である（科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』104頁（通商産業研究社、1991）（丁1））。この意味が、「行うことができるというのではないのでありますて、国がやるのだということを明言しておるのです。」（丁2）、「必要な場合には必ず行なうものとする趣旨であります。」（丁3）というものであることは、原賠法の制定過程においても明確に示されている（被告日立製作所答弁書5頁）。原告ら①は、法令用語についての辞書からの引用部分を持ち出して（甲18の2）、その文言に拘泥し、原賠法の具体的な立法経緯及び立法趣旨に基づかない抽象的な主張をしているに過ぎない。

このように、原賠法16条1項にいう「行うものとする」という文言の解釈に関する原告ら①の主張も誤りであり、かかる誤った解釈に基づく原告ら①の上記主張は失当である。

現に、本件事故発生後、まさに原賠法16条1項に基づく政府の援助が実施されており（丁4～丁7、丁13、丁14）、東京電力はこれまでに約5兆7401億円を超える賠償金を支払う（丁14）など、被害者に対する完全な賠償が進められている。

## （2）原告ら①の主張に対する反論

### ア 原告ら①の財産権（憲法29条）に関する主張は失当である

原告ら①は、原賠法4条1項について、「過失責任主義という民法上の基本原則に反するもの」であり、「被害者にとっては民法上認められている請求権が剥

奪される結果となる」と主張する（原告ら①第1準備書面1頁～2頁）。

しかし、そもそも民法が定める不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者が被った不利益を補てんし、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）。

そして、原賠法は、原子力損害の被害者が被った不利益を完全に補てんし、原子力損害を受けていないときの状態に完全に回復させることを目的とするものであるから、何ら民法が定める損害賠償制度に反するものではなく、不法行為に基づく損害賠償請求権を剥奪するものでもない。

このように、原告ら①の主張は、不法行為に基づく損害賠償制度に関する基本的理解を誤るものであり、失当である。

また、原告ら①は、森林法違憲判決（最大判昭62年4月22日民集41巻3号408頁）を引き合いに出し、原賠法が原子力事業者以外の者の免責を認めることが原告ら①の財産権を侵害すると主張する（原告ら①第1準備書面1頁～2頁、原告ら①第2準備書面80頁）。

しかし、森林法違憲判決は、共有物分割請求権が民法256条で認められた権利であるからこそ、これを制約する森林法が公共の福祉に適合するか否かの判断をしたものである。

これに対し、原賠法は、原子力損害に対する損害賠償について定める法律であるところ、その内容は原子力損害に対する完全な損害賠償を定めるものであり、上記のとおり、民法が定める損害賠償制度の目的に沿うものである。

このように、森林法違憲判決と本件とでは、対象たる法律により民法上の権利が侵害されているか否かという点において事案が全く異なるのであって、原告ら①の主張は失当である。

さらに、原告ら①は、郵便法事件判決（最大判平成14年9月11日民集5

6巻7号1439頁)をもって、自らの主張の裏付けとするようである(原告ら①第1準備書面2頁、原告ら①第2準備書面81頁)。

しかし、郵便法事件判決も、郵便法が、郵便業務に従事する者の不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し又は制限していたからこそ、その違憲性が問題となった事案であり、森林法事件と同じく、本件とはおよそ事案を異にするものである。

以上のとおり、原告ら①の財産権に関する主張は、原賠法が財産権を侵害しているという誤った前提に立脚するものであり、そもそも財産権侵害がない以上、原告ら①が主張する財産権侵害に係る違憲審査(原告ら①第1準備書面2頁～5頁)について検討するまでもなく、失当である。

#### **イ 原告ら①の「ノー・ニューカス権」に関する主張は失当である**

原告ら①は、「ノー・ニューカス権」について、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」であり「通常人が合理的な理由に基づいて、放射線による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、この権利に基づいて妨害の排除、または予防を請求し得るもの」であると主張したうえ、「原発事故が発生してしまった場合」には「完全な被害賠償を受ける権利」に「進化する」と主張し、その内容として、「金銭的に完全な賠償がなされるべきは当然であるが、同時に、被害者は自らに被害を生ぜしめた責任主体に対し、その賠償を求めることができる。」と主張する(原告ら①第2準備書面77頁～78頁)。

しかし、そもそも、原告ら①が自らの主張の大前提として主張する「ノー・ニューカス権」すなわち「原子力の恐怖から免れて生きる権利」なるものは、自らが依つて立つ政治的主張である原発廃止論に基づく事実上の期待に過ぎず、法的保護に値しないのであり、違憲主張を基礎づける根拠となる憲法上の人権にあたらない。

また、「ノー・ニューカス権」侵害の主張は、要するに原発等をなくすという

権利の主張であるから、原子力発電所稼働の根拠となる法律ではなく、原子力事業が我が国にあることを前提としてその損害賠償について定める原賠法が「ノー・ニュークス権」を侵害しているとの主張は、的外れである。従って、原子力発電所稼働の根拠となる法律の解釈が争点とはなっていない本訴においては、「ノー・ニューカス権」の保護の有無又は侵害の成否はおよそ争点となり得ない。

しかも、原告ら①が主張する「ノー・ニューカス権」は、「妨害の排除、または予防を請求し得る」権利であるところ、何故に、原発事故が発生した後には「完全な被害賠償を受ける権利」に「進化する」のか、その根拠はおよそ不明である。

さらに、仮に「ノー・ニューカス権」なる権利が権利として認められ、かつ、その権利が原発事故発生後に「完全な被害賠償を受ける権利」に「進化する」としても、上記のとおり、原賠法によって原子力損害に対する完全な損害賠償がなされる以上、「完全な被害賠償を受ける権利」は何ら制限されておらず、いずれにしても原告ら①に権利侵害がないことは、被告日立製作所答弁書11頁～12頁に記載のとおりである。

なお、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者が被った不利益の補てんを目的とするものであって、加害者に対する制裁や将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないことは、前記アのとおりであり、原告ら①が主張する「損害を最小限に留めるよう求める権利」(原告ら①第1準備書面78頁～79頁) や「再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利」(同79頁～80頁)について論じる必要は全くない。

#### ウ 原告ら①の平等権（憲法14条）に関する主張は失当である

原告ら①は、原賠法により、被害者が、原子力事業者以外の者に対して製造物責任を問はず、「原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティブが働

かないこと」が平等権侵害であると主張する（原告ら①第2準備書面83頁～86頁）。

しかし、かかる主張は、原発メーカーが他の製品のメーカーよりも優遇されているという主張に過ぎず、原告ら①自身の平等権が侵害されているという主張になっておらず、主張自体失当である。

また、そもそも、製造物責任法は「被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任」（製造物責任法1条）を規定し、「製品事故の救済としての損害賠償の問題だけをとりあげ、被害者の保護のために製造物責任を導入した」（升田純『詳解 製造物責任法』186頁（商事法務研究会、1997））ものである。このように、製造物責任法も、あくまでも被害者が被った不利益の補てんを目的とする損害賠償制度として定められたものであり、加害者に対する制裁や将来における同様の行為の抑止を目的とするものではない。なお、製造責任法の制定過程において、付加金という形での懲罰的損害賠償の導入が提案されたものの、結局、採用されなかった（最高裁判例解説民事篇平成9年度（中）867頁、878頁注62）。従って、「原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティブが働かないこと」が平等権侵害であるという原告ら①の主張は失当である。

さらに、被害者が原子力事業者以外の者に対して製造物責任を問えないことが区別であるといい得るとしても、本件免責条項を含む責任集中制度により完全な賠償を受けることが法令上担保されている以上、むしろ原発事故の被害者は有利に取り扱われているのであって、これは不利益な区別とは言えない。加えて、仮にこれが不利益な区別であると主張したところで、それは原子力損害に対する完全賠償を実現するための合理的な区別であって、平等権を侵害するものでないことは、被告日立製作所答弁書12頁～13頁に記載のとおりである。

## **エ　原告ら①の裁判を受ける権利（憲法32条）に関する主張は失当である**

原告ら①は、「憲法32条が「国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利を保障するものである」から、裁判を受ける権利が侵害されていると主張する（原告ら①第2準備書面86頁～87頁）。

しかし、本件では原告ら①に何らの権利侵害がなく、まさに「実体的権利」が侵害されていないから裁判を受ける権利の侵害もないと被告日立製作所は主張しているのであって（被告日立製作所答弁書13頁）、原告ら①の主張は何の反論にもなっていない。

### **(3) 小括**

以上のとおり、本件免責条項は原告ら①の権利を侵害していない。

## **2　仮に本件免責条項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲である**

### **(1) 原賠法の立法目的に関する原告ら①の主張は失当である**

原告ら①は、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」という原賠法の二つの目的のうち、「被害者の保護」が第一次的な目的であり、「健全な発達」とは、原子力事業が継続していけるような損害賠償制度を確立することと解釈されると主張する（原告ら①第2準備書面5頁）。

しかし、原賠法1条は、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」と、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を文言上並列している。また、二つの目的の関係については、「我が国としては、そのいずれにとかたよらず、二つの目的を平等に並列し、彈力的な解決を図っている。」と指摘されており（科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』34頁（通商産業研究社、1991）（丁15））、いずれかに比重が置かれているものではない。

また、仮に「被害者の保護」に比重が置かれており、「原子力事業の健全な発達」が二次的な目的であったとしても、被告日立製作所答弁書8頁～11頁で述べた

責任集中制度の一貫である本件免責条項の合理性は何ら減殺されるものではない。

すなわち、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることは、法令上担保されているから、第一次的な目的である「被害者の保護」は完全に達成される（被告日立製作所答弁書4頁～6頁）。このように、第一次的な目的が完全に達成される以上、第二次的な目的との関係でいかなる手段を選択するかは立法政策の問題に過ぎない。立法目的の比重についての原告らの主張は、責任集中制度の一貫である本件免責条項の合理性に対する何の反論にもなっていない。

## （2）責任集中制度の一貫である本件免責条項は合憲である

原告ら①は、「責任集中と免責規定が不可分一体であるかのような主張…は明らかな間違いである」と主張する（原告ら①第2準備書面6頁、原告ら①第1準備書面5頁も同旨）。

しかしながら、被告日立製作所は、責任集中と免責規定が不可分一体であると主張しているわけではなく、本件免責条項は、原子力事業者の無過失責任、損害賠償措置及び政府の援助と一体となって、一つの損害賠償体系（責任集中制度）を形成していると主張しているのである。そして、一体として一つの損害賠償体系が形成されているにもかかわらず、その一部の構成要素のみを取り出して合憲性を判断することは意味がないと主張しているのであって、原告ら①の上記主張はおよそ的を射ていない。

すなわち、原賠法は、「原子力事業者に重い責任を負わせて被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにするとともに、原子力事業者の賠償責任が事業経営の上に過当な負担となりその発展を不可能とすることのないように、適当な措置を講ずる」ために、①原子力事業者に無過失責任を負わせることで「被害者の保護」を図りつつ、②原子力事業に必要な資材の供給者の責任を免責することで、保険の細分化を防ぎ賠償原資を確保し「被害者

の保護」を図るとともに、原子力事業そのものが立ちいかなくなることを防止し「原子力事業の健全な発達」を図っているのである。

このように、原賠法は、本件免責条項を含む一体としての損害賠償体系（責任集中制度）により、原賠法の定める目的を達成しようとしているのであるから、制度の一部である本件免責条項のみを取り出して議論すること自体、不合理極まりない。

従って、一体として構築されている損害賠償体系から個々の構成要素を取り出して議論する原告ら①の主張は、その内容を検討するまでもなく、およそ失当である。

### （3）小括

以上のとおり、原告ら①の主張は失当であり、仮に本件免責条項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲である。

## 3 本件免責条項に基づく主張が権利の濫用（民法1条3項）であるとの原告ら

### ①の主張は失当である

原告ら①は、本件免責条項に基づく主張が権利の濫用であると主張するが（原告ら①第2準備書面91頁～93頁）、結局のところ、本件免責条項は不適切であるとの見解（立法論）を主張するものである。責任集中制度はまさに本件原発事故のように「賠償措置額を大きく上回る損害が発生した場合」（訴状91頁）「本件原発事故で発生した損害の規模」（原告ら①第2準備書面91頁）にも適用されることを想定して構築されたものであって、責任集中制度の一貫である本件免責条項に基づく主張が権利の濫用であるとの主張はおよそなり立ちはだからない。

## 4 原告ら①の債権者代位権に基づく請求は訴訟要件を欠く

原告ら①は、仮に支援機構からの交付金がなければ東京電力が債務超過に陥っ

ているとして、東京電力は無資力であると主張する（原告ら①第2準備書面88頁～91頁）。

しかしながら、原告ら①の主張は、むしろ、支援機構からの交付金がある現在、東京電力が無資力でないことを自認するものである。また、そもそも債権者代位権の訴訟要件は、条文上、「自己の債権を保全する」必要性であるところ、原告ら①に「自己の債権を保全する」必要性がないことは、被告日立製作所答弁書15頁記載のとおりである。

## 5 小括

以上のとおり、原告ら①の主張には、いずれも理由がない。

### 第3 原告ら②第1準備書面への反論

原告ら②は、「私たち選定者及び原告が賠償を請求している『精神的損害』は…原賠法が定義する『原子力損害』にはあてはまりません。」と主張し（原告ら②第1準備書面3頁）、原子力損害ではない損害を被ったと主張している。しかし、以下に述べる理由により、かかる主張には理由がない。

「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的な作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。」と定義される（原賠法2条2項）。

従って、仮に、原告ら②の主張する「『不安』と『恐怖』による精神的損害」（原告ら②第1準備書面7頁）が、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的な作用（以下「放射線の作用」という。）に対する「不安」と「恐怖」であるとすれば、そのような「不安」と「恐怖」は、それが法的保護に値するものである限り、原賠法にいう「原子力損害」そのものである。

このように、原告ら②が主張する「『不安』と『恐怖』による精神的損害」が、放

射線等の作用に対するものであり、かつ、それが法的保護に値するものであれば、それは「原子力損害」に他ならず、まさに原賠法が適用されるから、原告ら②の被告らに対する損害賠償請求は認められない。

また、仮に、原告ら②の主張する精神的損害が、放射線等の作用に対する「不安」と「恐怖」によるものではないとすれば、そのような「不安」と「恐怖」の根拠は不明であり、そのような根拠不明の「不安」と「恐怖」は、およそ法的保護に値するものとはいえないから、原告ら②の被告らに対する損害賠償請求は、認められない。

以上のとおり、いずれにしても、原告ら②の被告らに対する損害賠償請求は認められない。

#### **第4 原告らの主張に対する認否・求釈明について**

原告らの主張は、いずれも具体的な事実関係の審理に立ち入るまでもなく排斥されるべきことが明らかであるため、原告ら①第1準備書面、原告ら①第2準備書面及び原告ら②第1準備書面のうち、事実に関する主張については認否しない。

また、原告ら②による求釈明書（1）による求釈明事項についてはいずれも回答しない。

#### **第5 結語**

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、排斥されるべきことは明らかであるから、すみやかな請求棄却を求める。

以上